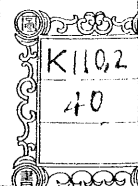


函館縣小學生徒心得

全



B I
229



函館縣學務課編纂

小學生徒心得

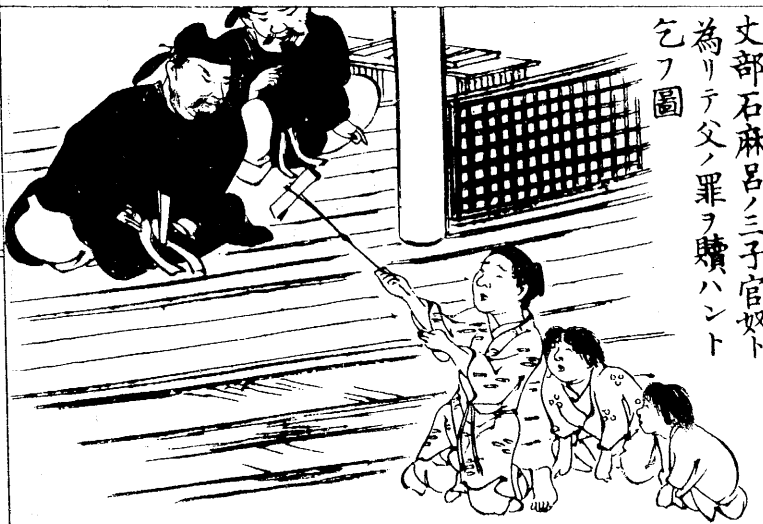
函館

魁文社發兌

函館縣

小學生徒心得 第一條 父母

ハ我れを生
て我れを育
てし者なれ
バ須臾も孝
順の心を失



文部石麻呂ノ三子官奴ト
為リテ父ノ罪ヲ贖ハント
乞フ圖

和氣清麻呂
宇佐八幡ノ神
教ヲ奏
スル圖



ふべからば
第二條 人々
の安全に生
を遂くるは
國恩に依る
ものなれば
皇室に忠に

して愛國の心を失ふべか
らば

第三條 教師は我れに學藝
を授くる恩人なれば常に
敬禮を失ふべからば

第四條 尊長に對しては言
語應對等恭敬を旨とし不

遜の振舞あ
るべからば

第五條 朋友

にい信義を
以交り決し
て無禮の舉
動あるべし



らば

第六條 凡そ生徒たる者ハ

常に行狀を謹み學業を勉
るのみあらば父母長上の
命に隨ひ決して勞苦を厭
ふべからば

第七條 毎朝早く起き顔と

手を洗ひ口を嗽ぎ髪を櫛
り父母の安否を伺ふべし
第八條 出入に必ず父母に
挨拶をなすべし

第九條 課業の品は毎日取
落ちき様意を用ふべし

第十條 昇校は毎日始業時

間十分前たるべし若始業
時間に後れ昇校せるとき
其の由を教師に述べて
指揮を待つべし

第十一條 學校往復の途中
に於て無用の場所に立ち
無益のものを見るべから

に

第十二條 校内に勿論他所
に於ても戸壁或は路傍の
木石等に樂書をべからば
第十三條 樹木垣牆に登り
土石竹木を擲つ等危険の
遊をなまをべからば

第十四條 便所に至らば能
く心を用ひて便所及衣服
を汚さぬ様にをべし

第十五條 校内にて喧噪し
或は疾走を爲からば

第十六條 園中の花草植物
等を採折をべからば



第十七條 揭示類を塗抹し
或ハ標札を破毀を處から
べ

第十八條 戸障子の開閉を
靜に―書籍器具の取扱を
大切にせべ―

第十九條 師友其他知り

たる人に逢
はゞ必丁寧
に禮をなま
べ

第二十條 途
中馬車等に
逢ふときい



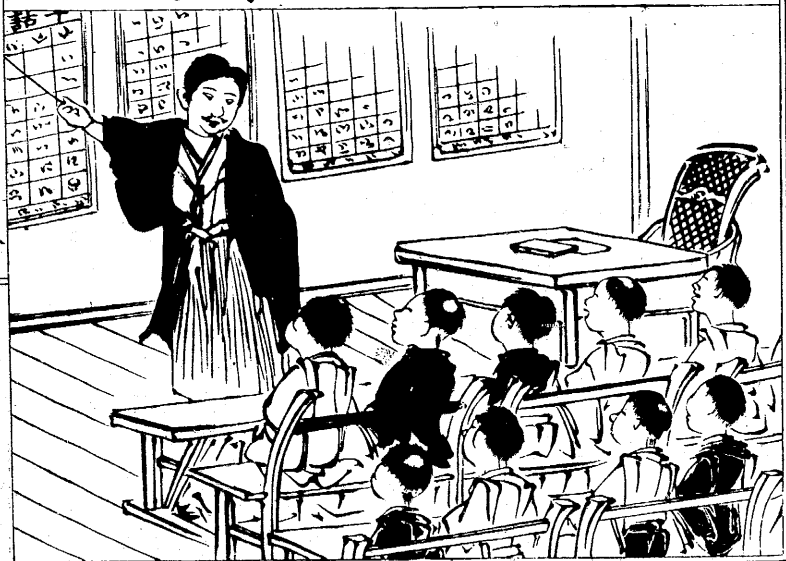
早く傍に避け怪我なき様
注意をべ

第二十一條 他人の宅に詣
らば必按内を乞ひて後に
入るべ

第二十二條 食事時間の外
漫に飲食をべらば

第二十三條 教場に在りて
 い左の諸項を遵守せよ
 一 教場に在りてい萬事教師の指揮に従ふべし
 一 教場に於てい他念なく教師の教に従ひ猥に雑話し或い放恣の態をな

せよ
 一 各自の席序を亂せ
 べし
 一 教師指令の外擅に



出入をべうらば

一教師指令の外猥に教場
装置の器械書籍等を使
用をべからば

一書籍筆紙墨等互に貸借
すべからば若止を得ざ
るときは其の由を教師

に告げて指揮を受くべ

一

一雨衣を着し頸巻を纏ひ
又ハ帽を冠りて入場を
べからば
一受業中猥に意見を述べ
べからば

一書籍器械を散亂をべからば

第二十四條 學校に在りて

食事の節ハ左の諸項を遵守をべし

一晝餐の時刻到らハ教師の令を待ちて食に就く

べし

一食事中猥に顧視談笑をべからば

一已れ既に食ハ畢るも擅自に席を離るべからば必衆人の悉く食ハ畢るを待つべし

第二十五條 遊歩場に於て

ハ左の諸項を遵守をべし
一 遊歩場の外に出づべからず

一 體操器械を争ひ或ハ他人の遊を妨ぐ可からず
一 男女混同して遊ふべし

らる

一 就業の點鐘を聞かば直に整列をべし

明治十七年四月八日出版御届
同年六月出版

函館縣學務課編纂

定價五錢八厘

函館縣平民

出版人

渡邊熊四郎

函館區末廣町百四番地

發兌
書肆

魁文社

函館區末廣町五番地